

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



介護予防活動 支援事業補助金

介護予防のための活動を行う地域の団体等を育成・支援するため、補助金を交付します。

対象となる団体 町内で介護予防活動を実施する地域の団体等

対象となる事業

- ① 継続性が見込めること
- ② 少なくとも月1回開催すること
- ③ 1回当たりおおむね2時間以上とすること
- ④ 1回当たり5人以上が参加すること

⑤ 地域住民が活動に参加できるよう周知し、新たな参加者を受け入れること

⑥ 他の制度による助成、補助等を受けていない活動であること

対象となる経費 講師への報酬費、チラシ等の印刷製本費、会場の使用料、ボランティア保険などの保険料等

補助金の額 1回当たり100

0円以内(年額5万2千円上限)

申請方法 ①補助金交付申請書

②事業計画書③収支予算書を民生課へ提出してください。

申請期限 5月31日(水)

※予算に満たない場合はその後も随時受け付けます。

問合せ先 役場 民生課
内線115・158

住宅用太陽光発電 システム設置費補助金

住宅用太陽光発電システムを設置される方に対し、費用の一部を補助します。

補助対象システム

- ・住宅(店舗等との併用住宅を含む)の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流ありで連係し、かつ太陽電池の最大出力が10キロワット未満であること
- ・増設する場合、既設分を含めて10キロワット未満であること
- ・未使用品であること
- ・電力会社と電力受給契約を締結すること

補助対象者

- ・自ら居住し、または居住を予定する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方(既に設置されている方、設置工事を開始している方は対象外)

- ・申請年度内にシステムの運用を開始することができる方(要綱に定める期限までに実績報告書を提出できること)

- ・過去にシステムの設置に関し、町から補助金の交付を受けていない方

※自らの所有でない住宅にシステムを設置する場合、住宅の所有者の承諾書が必要です。

※集合住宅にシステムを設置する場合、電力会社と自ら居住する部分のみ電力受給契約を締結するときに限り、補助の対象となります。

補助金額 1システム3万円
その他

- ・詳細は、町ホームページをご覧ください。

- ・申請書様式は産業環境課窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

申込・問合せ先 役場 産業環境課
内線159

木造住宅無料耐震診断

大規模な地震に備えて住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断を無料で実施しています。

無料耐震診断は、町が派遣する耐震診断員（建築士）が住宅を訪問・診断し、補強等のアドバイスを行います。

●対象となる木造住宅とは？

・昭和56年5月31日以前に着工していること

・在来軸組構法または伝統構法（昭和戦前ぐらいまでに建てられた農家住宅等）であること

※枠組壁構法（ツーバイフォー等）・

木造と鉄骨造などの混構造・鉄骨造・コンクリート造は除く

・2階建て以下の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅で借家を含む

・現に人が住んでいる住宅であること

●耐震診断員（建築士）とは？

県内に在住・在勤の建築士で県の耐震診断員の養成講習会を受講し、知事が診断員として登録を行った方で、登録証を携帯しています。

申込方法

役場で配布している「わが家の簡易耐震診断票」に必要事項を記入の上、提出してください。申し込み後、診断の実施時期等について役場から通知します。なお、簡易耐震診断票の郵送をご希望の方は、電話で送付先をご連絡ください。

提出・問合せ先 役場 都市整備課 内線155

国民年金保険料の

学生納付特例

日本国内に住む全ての方は、20歳になったら学生の方も国民年金に加入しなければなりません。

しかし、ほとんどの学生の方は所得がありませんので、保険料を納めることが困難です。

そこで保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。

対象 大学（大学院）、短大、高等

学校、高等専門学校、専修学校等の昼間・夜間・定時制・通信制課程などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が118万円以下の方

申請手続き

この制度を利用するには、申請して承認を受ける必要があります。

申請に必要なもの

- ・年金手帳
- ・学生証の写し、または在学証明書
- ・印鑑（本人が署名するときは不要）

申請先

役場住民課
新年度の申請は、4月3日（月）から受付開始です。

承認を受けると

学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間として算入されますが、年金額には反映されません。

10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます。

問合せ先

中村年金事務所
☎（453）7200
役場住民課 内線121

はるちゃんカフェ

（認知症カフェ）

認知症の方やその家族、地域の方々、関係者が集まってお話をし

たり、悩みを打ち明ける場です。お茶やお菓子を食べながらほっと一息。ふらっとお好きな時間にお立ち寄りください。

とき 5月18日（木）午後1時30分～3時30分

ところ 総合福祉センター

内容 イベント「ふまねっと」
みんなで楽しく体を動かしましょう。（予定）

参加費 無料（予約不要）

今後の予定 7月6日 9月7日 11月2日、平成30年1月18日 3月15日（全木曜）

問合せ先 愛の家グループホーム
おはる ☎（449）6013
役場 民生課 内線115

募集



登録統計調査員

各種統計調査における統計調査員の選任を円滑にするため、統計調査員として登録し、活動

していただける方を随時募集しています。

●登録統計調査員とは

年1～2回行われる統計調査で、調査対象の世帯や事業所への調査票の配布・回収、回収した調査票の点検・整理を行っていただきます。統計調査員として登録されると優先的に選任されます。また、期間中は非常勤の公務員となるので、調査員報酬が支払われるほか、調査期間中の方が一の事故には公務災害補償が適用されます。

●調査員の要件

- ・民間の方
- ・年齢20歳以上65歳未満の方
- ・責任を持って調査事務を遂行できる方
- ・秘密の保持に関し信頼のける方
- ・公務・警察・選挙等に直接関係のない方

●従事していただく統計調査

統計法に基づく基幹統計調査(国勢調査、工業統計調査、住宅・土地統計調査など)
※調査で得られた資料は、国や県・市町村の政策の基礎や諸外国とわが国とを比較する材

料となります。

申込・問合せ先

内線126

役場企画課

子育て支援事業 ファミリー・サポート・ センター提供会員

地域での子育てを支え合うお手伝いをしてみませんか。子どもの送迎や一時預かりを行う有償ボランティア(1時間700円)を募集します。

対象 大治町内、あま市内在住で、子育ての手伝いができる満20歳以上の方で、育児経験あるいは保育士資格等を有する方

※養成講座全ての受講が必要

●養成講座

とき 6月14・21・28日(水)午前9時30分～午後12時30分

ところ あま市美和公民館

定員 30名

※無料託児あり(4カ月から未就学児まで、要予約(6月6日(火)締め切り)、定員あり)

申込方法 講座の3日前までに電話でお申し込みください。

問合せ先

あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局(あま市役所甚目寺庁舎内) ☎(462)0150

5・6月は社会福祉協議会 会員入会強調月間

社会福祉協議会とは?

ボランティアや保健・医療・福祉などの関係者、行政機関の協力を得て、「だれもが暮らしやすい町」を目指す民間の団体(社会福祉法人)です。地域福祉の推進を図るため、さまざまな活動を展開しています。本会は、活動にご理解、ご協力いただける方を会員として募集しています。ぜひご入会ください。

年会費(一口)

個人会員 1000円

法人会員 10000円

入会方法

社会福祉協議会窓口、役場民生課窓口でお申し込みください。町内の各金融機関からも振り込みできます。

問合せ先

社会福祉協議会 ☎(442)0990

お願い



個人番号(マイナンバー)カードの受け取りのお願い

個人番号カードを申し込まれ、案内はがき「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」が届いた方は、役場住民課での早急な受け取りにご協力ください。

受取可能時間

月～金曜の役場開庁時間内(祝日を除く)

問合せ先

役場住民課 内線174

製造事業所の方へ
平成29年工業統計調査にご回答ください

経済産業省では、6月1日現在で「工業統計調査」を全国一斉に実施します。

この調査は、全国の工業の実態を明らかにすることを目的として、製造業に属する事業所を対

象に行う重要な調査です。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるなど、広く利用されています。

調査をお願いする事業所へは、知事が任命した統計調査員が5月中旬から調査票を持って伺います。(一部事業所では経済産業省から直接郵送で届きます。)お忙しい時期ですが、ご回答いただようお願いします。

なお、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

問合せ先 役場 企画課
内線126

赤十字社資にご協力をお願いします

毎年皆さんからお寄せいただく赤十字の「社資」は、災害救護や医療活動など、人命を守り救うため幅広い活動の事業資金として運用されています。

今年も5月に社資の募集を行います。赤十字事業の趣旨をご理

解の上、ご協力をお願いします。

問合せ先 日赤分区(役場 民生課) 内線165

相談



心配ごと相談

専門の相談員(民生委員・児童委員)が、相談に応じます。

事前の予約は必要ありません。お電話での相談を希望される方は、相談開設時に直通電話へご相談ください。プライバシーは厳守しますのでお気軽にご利用ください。

とき 5月2・16日(火)午後2時～4時

※原則毎月第1・3火曜

ところ 総合福祉センター 1階 相談室

心配ごと直通電話

☎(442)7793

特設人権相談

6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせ、特設人権相談所を開設します。日常生活の中で不当な差別や偏見等でお悩みの方は、この機会をご利用ください。相談は無料で秘密は厳守します。

とき 6月1日(木)午前10時～正午

ところ 役場 2階 第2会議室
相談員 町の人権擁護委員

※今回の特設相談所とは別に、毎月第2火曜(午後1時～3時)役場で人権相談を実施していますのでお気軽にお出掛けください。

問合せ先 役場 民生課
内線165・168

行政相談

総務省では、国や特殊法人などの仕事について、国民の皆さんから直接、苦情や意見・要望をお聞きして、その解決を図るとともに、行政運営の改善に反映させるため、各市町村に1名以上の「行

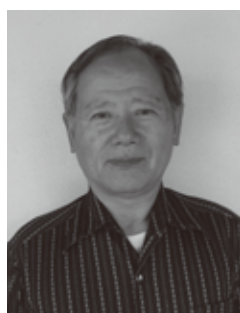
政相談委員」を配置して「行政相談」を行っています。保険・年金、国税、登記、消費者保護、国の行政機関等の窓口サービスなどについて、苦情や意見・要望、分からないことがあれば、行政相談委員や名古屋総合行政相談所または総務省中部管区行政評価局にお気軽にご相談ください。

相談は来訪、電話、インターネット等の方法でも可能です。なお、相談については無料で、秘密は厳守します。

行政相談委員



初鹿野 泰子 氏
(砂子)
☎(444) 2916



安井 兼光 氏
(堀之内)
☎(444) 4871

●役場での行政相談
とき 毎月第2火曜 午後1時～3時

●名古屋総合行政相談所
ところ 役場 2階 第2会議室

☎(961)4522

(午前10時～午後6時)

※祝日・年末年始を除く

●行政苦情110番

☎0570(090)110

MAIL 110cyb32@soumu.go.jp

●中部管区行政評価局

首席行政相談官室

☎(972)7416

FAX (972)7419

HP <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu.html>

海部地域 消費生活センター開設

海部地域にお住まいの方なら誰でも利用できる海部地域消費生活センターが開設されました。

訪問販売やインターネット、マルチ商法などの契約に関するトラブル、悪質商法や商品・サービスに関するトラブル、多重債務などに専門の相談員が応じます。

少しでも不安に感じたら、一人で悩まずに窓口または電話でご相談ください。

相談時間 月～金曜 午前9時

～午後4時30分

相談料 無料

巡回相談 センターでの相談のほか、海部地区の市町村で週1回相談を受け付けます。

本町は、毎週火曜 午後1時30分から4時まで役場 2階 第8会議室で相談できます。(相談日時、場所は変更となる場合があります。)

相談・問合せ先 海部総合庁舎 1階 海部県民センター内 海部地域消費生活センター

☎0567(23)0150

スポーツ

体育協会主催

町民バレーボール大会

とき 6月18日(日)午前9時

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で中学生以上の方および主管クラブ員

部門 男子の部(6人制)15名以

内(選手12名以内)

女子の部(9人制)15名以内(選手12名以内)

※男女とも監督、副監督、マネージャーは成人に限る

参加費(傷害保険料を含む)

中学生100円

一般200円

※大会開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

持ち物 体育館シューズ

申込期間 5月8日(月)～6月2日(金)

抽選・代表者会 6月10日(土)午後7時スポーツセンター

主管クラブ 家庭婦人バレーボール連盟

申込・問合せ先 スポーツセンター ☎(443)7077

体育協会主催

第26回町民ギネス大会

とき 6月4日(日)

幼児から大人まで全8種目、記録をみんなで目指そう!

開会式 午前9時15分

競技 開会式終了後～正午

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤・在園の方

受付 午前9時～10時30分

スポーツセンター2階 エントランスホール

部門

・幼児の部

・小学生低学年の部(1～3年)

・小学生高学年の部(4～6年)

・一般Iの部(中学1年～39歳)

・一般IIの部(40～59歳)

・シニアの部(60歳～)

競技種目

①紙きりむし ②引越しビーン ③輪投げ ④ローラーボウリング ⑤ぐるぐるボール ⑥あめ屋の出前 ⑦シュートでポン ⑧玉入れビンゴ

※④は幼児の部がありません。
参加費 無料
持ち物 体育館シューズ、運動のできる服装
その他 当日は、参加賞、記録賞等があります。
また、小学生以下のお子さんにはアメすくいも用意しています。町内保育園・幼稚園および小学校で配布するぬり絵を持参し

てください。(スポーツセンター窓口および町ホームページからもダウンロードできます。)

※大会開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077



る「文化」。そのうち、大治町に係の深い、扇骨と能について学びます。

●第1回 6月10日(土)

演題 「扇骨から広がる扇の美」

内容 町の産業である扇骨や、扇の文化を学び、簡単な扇子作りセットで扇子を作りましょう。

講師 大治町学芸員

●第2回 6月24日(土)

演題 「能と能面の世界」

内容 能面打ち師で研究家の講師が、江戸時代の能や能役者はどんな立場だったのか、どう現代に繋がるのかなどを、解説します。

講師 能面研究会面紹社主宰・大治町郷土文化認定 保田紹雲氏

●共通

時間 午前10時～11時30分

ところ 公民館 2階 講義・会議室

対象 町内在住・在勤の中学生以上の方

定員 50名

材料費 530円

持ち物 筆記用具・第1回のみ、扇面に絵や書を書く道具

申込期間 5月16日(火)～31日

(水)～(月曜・祝日の翌日は除く)

※定員になり次第締め切ります。

申込・問合せ先 公民館内 社会教育課 ☎(443)2671

認知症サポーター 養成講座

認知症について勉強し、誰もが暮らしやすいまちを一緒に作りませんか。まずは、認知症を知ることから始めましょう。

とき 5月6日(土)午前10時～11時30分

ところ 総合福祉センター

内容

- ・ 認知症の症状
- ・ 認知症の診断・治療・予防
- ・ 接するときの心がまえ
- ・ 家族の気持ちの理解
- ・ サポーターとは

・ おおはる劇団による寸劇など

参加費 無料

今後の予定 6月3日 7月1日

8月5日 9月2日 10月7日 11

月4日 12月2日(全土曜)

問合せ先 役場 民生課

内線115

地域包括支援センター

☎(442)0857

身に付けよう応急手当て 普通救命講習Ⅰ

とき 5月28日(日)午後1時～4時

ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住・在勤・在学の方で15歳以上の方

内容 成人に対する心肺蘇生法、大出血時の止血法

定員 15名

参加費 無料

受付期間 5月8日(月)～21日(日)

申込場所 海部東部消防組合消防本部消防署・北分署・南分署

申込方法 普及講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防本部ホームページからダウンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みはできません。

問合せ先 海部東部消防組合消防本部消防課

☎(442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp>